

見附市告示第44号

住居表示を実施する区域及び期日等について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づき、住居表示を実施する区域及び期日等を次のとおり定めたので、同法第3条第3項の規定により告示する。

平成31年4月1日

見附市長 久住時男

1. 住居表示を実施する区域

新 町 名	実 施 前 町 名
市野坪町	市野坪町の一部

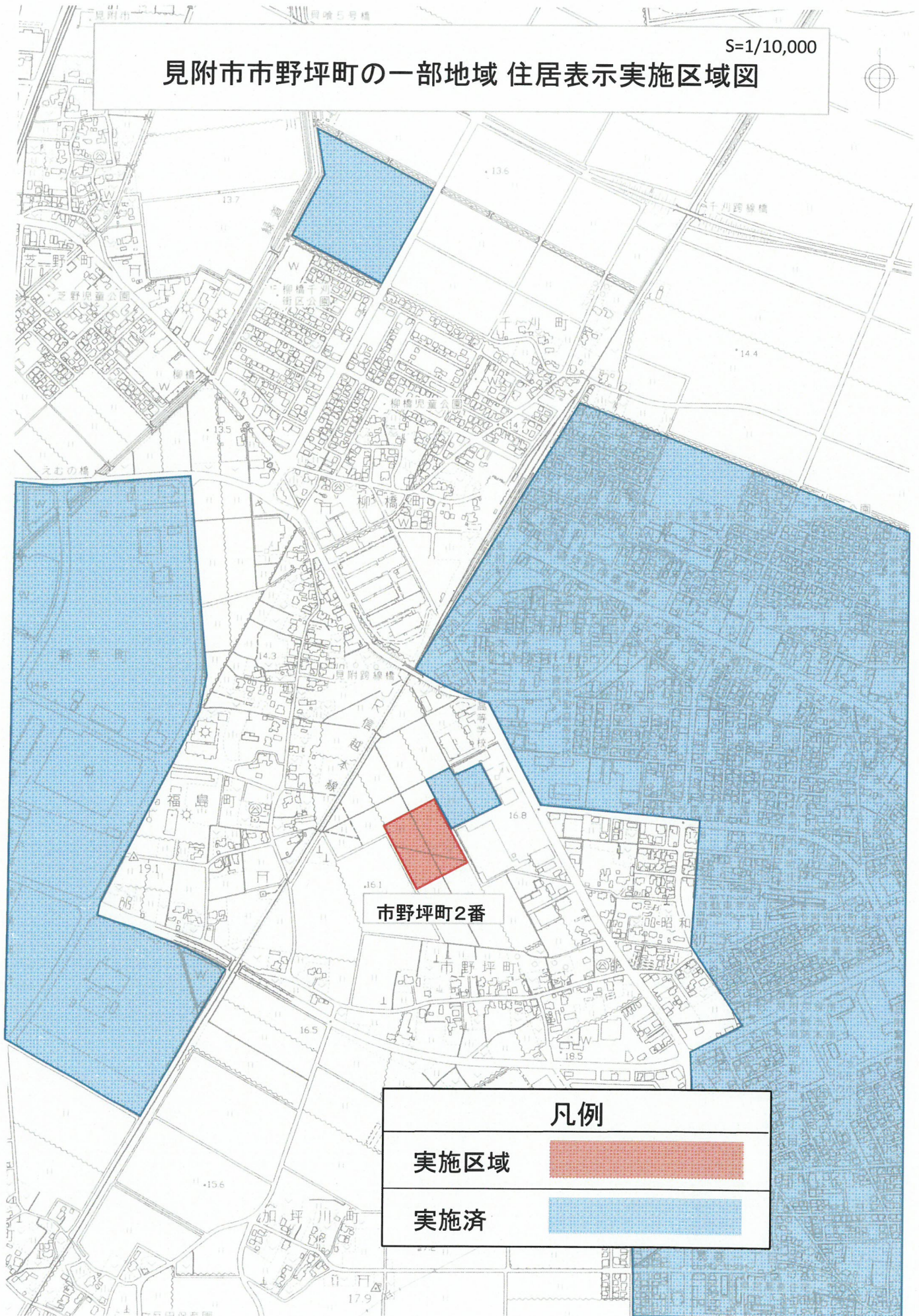
2. 住居表示の実施期日 平成31年5月1日
5月1日以降は、「平成31年」を「新元号元年」に読み替えます。

3. 住居表示の方法 街区方式

4. 街区符号及び住居番号 別添図面のとおり

S=1/10,000

見附市市野坪町の一部地域 住居表示実施区域図



市野坪町2番居住表示図

